

西宮市育児発達相談事業実施要綱

(目的)

第1条 母子保健法第二章第九条において、都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならないとされている。

幼児健診等において、言語発達および精神発達等で経過観察を要すると判断された児または、育児不安や児との関わり方に支援が必要と判断された保護者を対象に、専門職による個別相談を実施することにより、児の発育・発達、育児状況を確認し、保護者と児の関わりを深め、児の発達の伸びを促す機会とし、必要に応じ早期療育につなげるとともに、健全な成長を促すために個々の児の発達特性に応じた育児助言、心理的フォローを行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、西宮市とする。

(対象者)

第3条 幼児健診等において、精神発達等で経過観察を要すると判断された児または、育児不安や児との関わり方に支援が必要と判断された保護者

(周知方法)

第4条 幼児健診・相談・家庭訪問・文書等において保護者に案内する。

(従事者)

第5条 保健師、心理相談員、保育士等が従事する。

(実施場所)

第6条 各保健福祉センター等で実施する。

(内容)

第7条 保健師や心理相談員等により、個別性を重視した発達観察や児への関わり方及び発達特性を踏まえた具体的な育児助言、心理的フォローを行う。

(事後措置)

第8条 次の各号に掲げる措置を取る。

- (1) 終了後のカンファレンス等にて、療育が必要と判断された場合には、早期に専門機関への受診勧奨及び児童発達支援事業等の利用を勧め、適切な事後措置の遂行を図る。
- (2) 事業終了後も児の発達状況および母の育児状況に応じて、地区担当保健師による支援を継続して実施する。

(規定外事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から実施する。